

長崎奉公長谷川左兵衛論考：近世外交政策の一考察

三宅，英利

<https://doi.org/10.15017/2334029>

出版情報：史淵. 69, pp.75-97, 1956-06-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

長崎奉行長谷川左兵衛論考

— 近世外交政策の一考察 —

三宅英利

- 一、序 言
- 二、長崎代官の設置と意義
- 三、長崎奉行の性格
 - その一、耶穌教取締り
 - その二、將軍の貿易品購買
 - その三、外國貿易管理
- 四、結 語

一、序 言

近世初期外交史研究の分野に、貿易港に於ける政府対外出先機関であつた長崎奉行に関する、奉行の権能・動向・奉行所の機構・運営の実態・奉行と將軍及至側近との連絡・奉行と貿易商人達との交渉・代官地役人との機能的接觸（長崎自治制と関連深い）等の不備がある。此等の説明は、戦後特に外國史料の紹介と共に、究明されつつある貿易の実態や、鎖國の再発見、更には国内新史料に基く貿易商人層の構成、幕権との連繫、動向等と共に必要であると考える。

奉行所職制も幕末期の人員構成が奉行以下千九百拾七人と詳細なるに比較し、(長崎年表)慶長期は簡素であり、史料も乏しいが、三代奉行長谷川左兵衛に關しては内外史料の比較的存するものが多い。元来、長谷川家は藤原利仁の流で、伊勢国司に仕えたが、慶長期に至つて左兵衛妹「夏」の存在により近世初期の外交史上に現れて来る。その家族構成を略述すると、長兄波右衛門重吉は北条氏滅亡後「夏」により慶長四年佐渡金山奉行目付に擢用されてゐる。

累代武鑑には慶長九年長崎奉行任命を記載してゐるが、これは長崎側諸史料や外人日記等とも異り誤認である。次兄が外人側より“Safian”、“Shaphe Done”と呼ばれた左兵衛藤廣であるが、彼も佐竹義宣致仕後、慶長八年「夏」により家康に推挙され(事実文編第四次編四「上略皆以女弟之薦也下略」、同十一年四月小笠原一庵の後を受けて長崎奉行となり)、同十九年十二月二三日堺奉行兼任、元和元年六月三日小豆島代官兼任、更に同二年より三年迄大坂船奉行兼任し、元和三年十月二六日年若い四子を殘して死去している。長崎志、長崎古今集覽を始め長崎側史料には慶長十九年十二月を以て長谷川権六守尚との奉行交替を記載してゐるが、元和二年八月八日には「長崎奉行長谷川左兵衛の提案によるもの」として英人貿易制限が下令され、元和三年九月十日のコックス日記にも、伏見到着を左兵衛に報告してゐるし、貿易に關して、病床の彼を訪問したアダムスにも「小銃及び甲冑の購入は、朝鮮人の事に関して皇帝の禁止せる所なれども」と購入貿易品の指示を与えてゐるので、兼任説が妥当である。妹夏は、前記コックス日記、パードレ・ペドロ・モレホン著の「日本支那諸國に於いて發生したる事件の物語及歴史」や、寛政重修諸家譜等により家康の愛妾であつたと思はれ、又、異國御朱印帳の慶長十八年正月十一日より、朱印船貿易を行つた事実もある。家康死後は武藏國中野にて五百石を賜はり剃髮隱世してゐる。末弟忠兵衛藤継は、長崎に到着する外船の貿易検使として生糸其他の売買、左兵衛との連絡、輸送に當り、特に慶長十四年のマアドレ・デウス号 *Madre de Deus* 号爆沈に功有り、当代記、寛政重修諸家譜等何れも爆沈の主動人物としてゐる。忠兵衛藤継と四代奉行長谷川権六守尚(藤正)とを混同する史料が多いが、当

時彼等と交渉したコックス日記には「一六一七年十一月二十日、(上略)私は、権六殿に二通の手紙を差し出した。一通は左兵衛殿より、他の一通は彼の(権六)叔父忠兵衛殿よりのものである」や(註)、 「一六一七年六月四日の條の如く、『左兵衛殿』『権六殿』『左兵衛弟忠兵衛殿』と明白に区別し、^(註)「小笠原家中手前之儀付而覚之事」にも^(註)、「権六は左兵衛の『おい』ではないか」とあり、忠兵衛は大坂夏の陣後病のため御役御免となつてゐるので、権六との混同は誤記であらう。以上の如く慶長期に於ける長谷川家の動向は外交史と関連が深い。

本稿は、此等長崎奉行、奉行所に、関する諸論考の緒として、特に長谷川左兵衛を対称とし、奉行の先行的型態たる長崎代官設置に起論し、慶長十九年に至る幕政初期の奉行々政の諸事実より帰納して、奉行の性格に、宗門奉行的、將軍個人の購買官的、外国奉行的の三点あるを抽出し、各々に言及する事に依り慶長期に於ける外交政策実態の一端を把握せんとするものである。

(註1) 寛政重修諸家譜第五輯、卷七百九拾五、大日本史料十
二編之二八所収「秋藩阿津免具佐」には、常陸出身の大工と
あるが、信を置けな。

(2) 寛政重修諸家譜第五輯、卷七百九拾五、事実文編次編所
収、備月州作「長谷川藤廣伝」

(3) 長崎志第一卷歴代御奉行之事、長崎由来記、長崎縁起略

(4) 図書刊行会本、史籍雜纂、第二所収「駿府記」

(5) This Restriction having, however, (on the
suggestion of Safian Dono)——. Petter Prati, History
of Japan Edited by Paske-Smith. P. 134

(6) September 10——. At our arrival at Fushamy,
I sent our jurebasso to adviz Safian Dono of our

長崎奉行長谷川左兵衛論考

coming: Diary of Richard Cocks 1617. Sep. 10. Vol. I.
P. 305

(7) Diary of Richard Cocks 1617. Oct 17ch. Vol. I. P.
323

(8) 寛政重修諸家譜第五輯、卷七百九拾五

(9) 図書刊行会本、史籍雜纂第二、当代記一五九頁

(10) 長崎藩草、長崎志稿、長崎古今集覽

(11) Diary of Richard Cocks 1617, Nov. 20th. Vol. I.
P. 331

(註) Also I sent Gonrok Dono, 2 letters, one from
Safian Dono, and theother from Chubio Doono his
uncle, wherin they wrot hym in our behalf to use us

well in all occasions. 1617. Nov. 20th. vol. I. P. 331
(13) 台北帝大史学科研究年報第一輯所収、岩生教授論文引用「吉川文書」

二、長崎代官の設置と意義

長崎廻近年伴天連令知行分事、御代官被仰付候間、致取沙汰物成等可運上候也、

天正十六

卯月二日(未印)

鍋島飛彈守とのへ(一)

に依り、鍋島飛彈守直茂は長崎代官に任命され、更に同年五月一八日

定

一、当所御料所ニ被仰付候上者、非分之儀有之間鋪事(以下略)

の条令が布下されて、長崎は完全なる公領となり、直茂の管理するところとなるが、両条目の検討より、長崎代官設置と長崎没収とが表裏一体をなし、従つて代官の性格、意義も、没収と有機的関連をなす事は疑論の余地がない。(長崎公領化に關しては天正十五年六月十九日の耶蘇教禁止令と関連してキリシタン大名及び教徒の増加、宗教基地化、神社仏閣の破壊等よりくる宗教的理由と論ずる説を始め、長崎のポルトガル領化、要塞化等の軍事的理由、日本人奴隸船載の社会的倫理的理由、更には秀吉の黄金買占工作を企図せる経済的理由と、諸説多い)今、ここにこの公領化と表裏をなす代官設置を行政面の個々より帰納される性格の把握に立つて説明してみよう。

代官行政の第一義は、直茂任命の前記条目よりすれば耶蘇教取締りにある可きであるが、禁教に關しては浦上の十字架

破壊を除いては顕著なるものなく、却つて巡察師その他を公然と長崎に居住せしめ、彼等の上京には能ふ限りの便宜接待案内と厚遇し、貿易をめぐつて粉争生じたる際は、宣教師達の慰撫に務め斡旋を要請してゐる事実(一)より推考して、代官任務の本質が禁教にあつたとは肯けない。

これに反し、貿易に於いては、生糸を始めとし、ポルトガル、唐船の輸入額は増大し、ポルトガル船の場合、モルツカ諸島、ゴア・セイロン島に於ける純益の二倍及至三倍に達し、船長個人の収益のみにて十五万及至二十万ドカットの多額にのぼる状態(二)で、外船の入港絶えず、天正十六年には秀吉は九百ピコ的大量生糸を購入せんとして小西隆佐に二十万クルサードを携行せしめ、耶蘇会士の仲介を命じてゐる(三)。かかる貿易の盛況を反映して、前述長崎没収令の一条にも「一、黒船儀前々のことくなるへきの間、地下人令馳走、当所江可相付事」なる条文が含まれ、又、天正十九年六月朔日長崎に掲げられた制札にも、

一、喧嘩刃傷事双方日本仁者不立入理非両方可加成敗、但南蠻船唐船之儀者異国仁之条、理非遂糺明十之物五ツ五ツに
をいては日本人可處罪科事、(四)

と外人保護の意向が明記してあり、秀吉の貿易奨励政策は顕著である。この間に於ける代官の動向は、禁教に比較すると鮮明である。天正十九年八月一九日(新曆)ポルトガル船が中国より長崎に入港したが、直茂は兵力を以て船を包圍し陸上との連絡を遮断すると共に、秀吉の意志と称して積載金塊の独占を計り、金塊数を報告せしめんとして、ポルトガル船の行動を監視する事三十日以上に及んだ。同じく金塊購入に来崎した堺商人及び諸侯の使者も、これを、秀吉の軍事権力を背景とした強制的安価による独占貿易と指摘してをり、ポルトガル側の拒否に依り紛争化した事態に対処せんとした直茂の工作も宜しく、ポルトガル商人と結束してゐた宣教師の秀吉への報告により(五)、却つて秀吉よりその拙策を吐責され(六)、「南蠻黒船至長崎著岸之処ニ、彼津下代非分儀申懸、及迷惑之由、以一書申上候、則彼不屈下代一々御成敗之儀被

仰出候、(下略)の沙汰が布下されて、これが、直茂の代官罷免の根拠となつたのであるが、かかる貿易に於ける代官の行動は、代官の性格、任命の理由が、直茂個人の問題とは別に、表面に禁教を唱しつつ、実は外国貿易に於ける特定物資の独占乃至は優先権の行使にあつたのではないかと思はせ、耶蘇教禁止令の意義にも、保教の名目にて貿易を企図する諸候への財政重圧策が存在したものと考察される。

ここに、代官設置の原因は長崎没収にあつたと共に、それは又外国貿易の独占及至優先を本質とするものであり、代官の性格も此の点に集約されるものと思はれる。更に、此等が秀吉個人の購入を意味するを思ふ時、秀吉政権の構成が国内農業生産力や商業資本に立脚してゐたと共に、その意欲は、更にポルトガル、スペイン、中国等の外国資本にも発展しつつあつた事を認識し得よう。

- (1) 東西交渉史論上巻、渡辺世祐「我が史料より見たる戦国時代東西交渉史」所収、鍋島文書
- (2) 長崎志第一巻、秀吉公被禁邪宗門ヲ長崎御料所ニ被仰付事、ノ項
- (3) 岡本良知「十六世紀日欧交通史の研究」幸田成友「日欧通交史」辻善之助「海外交通史話」等を、代表的論著とする
- (4) ルイス・フロイス木下李太郎訳「日本書翰」六五頁 七頁
- (5) 岡本良知「十六世紀日欧交通史の研究、第三編ポルトガルの日本通商」ノ項
- (6) 同書、第四章、ポルトガル、イスパニア船年次考引用 Cartas II. fl. 244.
- (7) 増補長崎略史下巻所収、外国商法沿革志上三八八頁
- (8) 同書、ルイス・フロイス 木下李太郎訳「日本書翰」七八頁
- (9) 同書、同頁
- (10) 東西交渉史論上巻、渡辺世祐「我が史料より見たる戦国時代東西交渉史」所収、鍋島文書

三、長崎奉行の性格

長崎奉行の性格を論ずるに当り注目すべきは、長崎に派遣された政府の監督機関であり乍ら、奉行が町政面に於ける行

政司法権を具備してゐない事である。

元龜元年（一五七〇）、大村純忠により分割整理された際は僅か六町であつた長崎も、文祿元年（一五九二）二三町、慶長二年（一五九七）外町設置、元和元年には八百三拾四石の地に四十の町数と膨張し（長崎志）、ルイス・フロイスの「日本書翰」に依れば、住民は挙げてキリシタンとなり、学林・大駐在所を有するキリスト教都市の觀があつた。構成市民は、在来の漁農民に加えて、耶蘇教の亡命者・逃亡者・追放者に、日本商人・ポルトガル商人・外国商館従業員・通訳・仲介人等が混在し（岡本良知「十六世紀日欧交通史の研究、第三編第三章」、彼等に依る喧噪・豪奢が現今の新興貿易都市、基地の問題等を現出せしめてゐたのは想像に難くないが、にも拘らず、Carletti の報告に見ゆる、——

As an instance of this, the streets are provided with gates at the end, which, when they are shut at night-time, are watched by guards, who allow none to pass, without giving their names and saying whither they are going, unless they are well known to them. Moreover each street has a headman, or as we should say, a captain, who is bound to hold himself responsible for everyone else who lives in that district. And if any misconduct take place, he is bound to give such information as will lead to the criminal being handed over to justice. And next door neighbours are bound to one another by the same responsibility, whenever any mishap befalls either of their houses.

(The transactions of the Asiatic Society of Japan Second Series Vol. 9. P24)

の一節より考察される自治制の円滑なる運営は、天正十五年任命され文祿元年には外国貿易をえ行つてゐた町年寄達の合議に依つたものである（長崎志、崎陽郡談）。加之、同じく富有なる貿易商人の末次・荒木氏等更には巨万の富者と称され代官として外町を管理してゐた村山等安の存在等が列挙され得ようし、奉行の在任が外船在港時五・六月より十月頃迄の

みであつた事も自治に基因し、更に自治を發展せしめる逆因となつた事も考えられる。かかる、領主権力及至支配権力に對抗する商業資本家層に代表される市民的勢力の都市自治の確立は、堺を始め同時期の国内に於いても指摘し得る現象であつた。故に、寺沢志摩守・広高の奉行屋敷設置・市街拡張・制札場、大波止の設定・小笠原一庵の与力拾人に加へて五人の町使設置等も（長崎志）、実質的に長崎自治に影響なく、幕府が寛永十年二月十一日に至り竹中妥女正処分と共に、曾我又左衛門吉祐及び今村傳四郎正見等二名の奉行制を創設して交替勤務とし（長崎年表、島原乱後は、同十五年より奉行の長崎在任を命じ、天和三年二月には長崎に於ける町人の帯刀禁止、正徳五年正月十一日発布の所謂正徳新令中には

「一、長崎地下人諸願公事訴訟等自今以後ハ町年寄に不任置奉行所において可有裁断事」

等的一条を捜入してゆく過程は（徳川禁令考、第四卷、三三、地方官吏勤方）、国内封建制強化の本質たる幕府権力の確立の基礎工作として、長崎自治制の有する在地の行政司法権の奉行権への吸収統合と見られる。

その一、耶蘇教取締り

長崎代官設置の第一因に、貿易独占を指摘し得ようとも、耶蘇教取締りも其の任の重要部門であつた事は勿論である。慶長の長崎奉行——寺沢志摩守・廣高・小笠原一庵入道為宗・長谷川左兵衛藤原——は、緩急の差こそあれ何れも禁教を実施してをり、寺沢志摩守と長谷川左兵衛はその積極的取締りの為、加藤清正と共にレオン・パヂェスより「キリスト教徒の三大悪敵」と形容されてゐる。

志摩守の禁教は赴任と同時に長崎に於ける教会堂の破壊に始まり、奉行退任後も慶長十九年大迫害参加と積極的である。慶長四年オルガンチノに依る家康への禁教緩和要請、セルケイラの天草退避、繁瀬なる会堂禮拜堂の破壊命令、自領天草を代償としても切望した一部大村領の下付が、宣教師と大村・有馬両侯の妨害より実現不可能となつた事由に基く有馬・大村両侯領内布教保護の指摘等と¹⁾、取締りは熾烈さを加え、為に却つて中央政府の宗教貿易の均衡弾力策と対

立し、自己の立場を孤立化し、慶長八年村山等安・ロドリゲス兩人の家康面謁後罷免される結果となり、長崎は暫時、等安等四人の頭人に委任されてゐる。然しその反面文禄二年六月ガスバル・ピントーの秀吉面謁斡旋、翌三年三月一四日のパードレの長崎滞在、住院会堂建設の許可、慶長五年家康より禁教緩和を命ずる急使の下向以降の宣教師との知暁、同七年新城建設地志岐に於ける天主堂建立許可と、布教保護の一面も看取されるのであつて、ここに貿易の盛衰と共に緩急の政策を耶穌教に布下せんとする支配者の意向が如実に証明される。

小笠原一庵の対耶穌教行政は、志摩守に比較すると極めて消極的な仏法復興策であつた。パヂエスも一庵に顧慮するところ少なく志摩守と左兵衛を痛罵してゐるのに較べて奇異の感すら懐かしむる。これ等を説明するものとして、慶長八年安南国大都統阮黄との交渉に始まる海外諸国との交通激化、朱印船貿易の進展・外船入港数の増加等に表現される貿易の飛躍的發展があり、且彼の奉行任命の理に「上略、長崎の義は、邪宗門再興の処と達上聴、すなはち四月、小笠原一庵と申して、法体人を以て差下さる（下略）」、「家康公御意には、長崎は切利支丹発興の所なれば、坊主天窓の者を遣はし可然旨にて則、一庵法印に、其形ちにて奉行に罷下り（下略）」と史料の伝える如く「僧籍の大名」が、その理由であつたらしく、従つて僧道智の孤立を助け、一向正宗覚寺を建立せしめ、弓前を下賜して再興に務めしめる等の仏法奨励による間接的な耶穌教圧迫策を取つたのは当然でもあろうし、中央政府に於いても想定された宗教対策であらう。パヂエスが志摩守を「心の底からキリシタンの敵」と呼び、左兵衛を「仏徒の魁」と呼んでゐるに比較し、一庵を「ポルトガル関係用務の監督者」と記述してゐるのは、一庵の宗教行政に代表される幕府の政策の何たるかを物語るものであろう。

長谷川左兵衛赴任の慶長十一年乃至それ以後も奉行の禁教及び迫害の積極性はなく、十五年威福寺創立等であるが、慶長十七年三月二七日に至り江戸・長崎・有馬に突然「伴天連門徒御制禁也、若違背之族者忽不可遁其罪科事」の禁令發布さ

れ、左兵衛は九州に下向してゐる。パヂエスは、この禁令下布の理由の一を左兵衛及びその他の侍臣の策動とし、クラツセは日本西教史中に「家康は藤廣と相談し、欧州の教会及び日本人の基督教徒其他寺院の執事を日本内地より駆逐せんと欲した」と記述し、左兵衛個人の罪と論じてゐる。これに関し先学の論説も多いが、筆者は、その最大原因に慶長十四年七月二五日オランダ人に下付された通商許可朱印状を指摘したい。三河一揆に苦汁の経験を有し、天正元年の長崎ポルトガル領下、サンフェリツペ号乗員の証言・有馬晴信・岡本大八一件、禁教に対抗する耶穌教徒の殉教の熾烈等を悉知しつつも本格的迫害を敢行しなかつた理由は、幕府が徹底的迫害が貿易衰退を意味するを考慮したるにあつた事は疑ふ余地がなからう。故に、慶長五年耶穌教と関係ないオランダ・ロッテルダム組合派遣のリーフデ Jette 号の漂着に始まる同十四年蘭人の平戸商館設置、アダムスの英人貿易誘引の劃策、同十六年ブラック Back 号の入港、更には唐船来航激化は、アダムスや蘭人に対する家康の異常の待遇と共に本格的取締りの時期到来を自覚せしめたものと思はれる。禁令は先ず有馬領に於いて左兵衛の監督により峻烈に実施された。有馬直純としては、亡父晴信死罪の汚名返上、取締りが襲位後初の施政に当る等の事情より、殉教者製作の必要に迫られ重臣四名の火刑を始めとして領民に苛責なき迫害兼教を迫つた。江戸に於いてもこの迫害は小屋程度の教会に迄徹底し、翌十八年十二月十九日、大久保相模守忠隣は西国切利支丹禁制の總奉行の任を受け、翌年正月一九日着京して、京都に於ける寺院の破壊、教徒の追放を開始したが、十八年十二月二三日崇伝に依り作成献上された全国大名領に及ぶ長文の禁令が秀忠朱印を以て発布され、捕縛された教徒百余名は、内藤如安、高山右近等のキリシタン大名と共に長崎に集結せしめられた。長崎も十九年六月廿一日上使山口駿河守直友の到着と共に、鍋島信濃守、寺沢志摩守、有馬佐衛門佐、大村民部少輔、松浦耆岐守等が軍兵を率いて寺院の破壊に當つてをり、左兵衛はこの取壊し検分後、有馬直純日向軋封の後見人を命ぜられてゐるが、有馬領は鍋島、大村、松浦三侯の分割警備となり、此の間の消息を鍋島信濃守の書状は「上州之御状にも、内衆被差越、御番可被仰付候由候間、若後日

御代官衆など被仰付様ニ候得ハ其時ハ如何候ハんとする哉と存候儀長谷川左兵衛殿へ御談合候而被指図次第可然候は哉下略」と伝へてゐる。続いて九月二四日宣教師及び捕縛教徒をマカオ、マニラに追放し、更に長崎周辺より有馬に出向し、山口駿河守直友、間宮権左衛門と共に肥前・薩摩の軍兵一万を指揮して教徒に改宗を迫り、特に、口津にて大坂冬の陣勃発の連絡受領後は時日を急いで、栲問は最も慘酷さを加え、十月二四日長崎に帰着、再び取締りを実施せんとして冬の陣参加を命ぜられ上坂、同年十二月一四日堺奉行兼任となるのである。

以上の如く、左兵衛を主として慶長期の三奉行々政に把握される耶穌教取締りは、奉行の性格の一面を立証するものであり、夫々の急緩急の差違は、奉行個人の地位、性格よりも、秀吉、家康等の支配権力構成の方策として、表面には耶穌教の反封建的・反祖先崇拜的性格を高唱しつつも、内面、貿易の推移と表裏一体をなし、耶穌教を同伴せぬオランダ、イギリスの出現と共に本格的禁教の道を辿つたものと考察する。

- (1) レオン・パヂェス 吉田小五郎訳「日本切支丹宗門史」上巻、六五頁
- (2) 同書上巻、一三四頁
- (3) 長崎市史通交貿易編、西洋諸国部、一五三頁所収、パドレ・ベドロ・ゴメスの報告
- (4) レオン・パヂェス 吉田小五郎訳「日本切支丹宗門史」上巻、八七頁
- (5) 外蕃書翰 大日本史料十二編之二所収、「異国近年御書草案」
- (6) 大日本史料十二編之一、慶長八年四月是月ノ条、所収、「長崎由来記」
- (7) 同書、同条所収、「五本長崎記」
- (8) 長崎實録大成第五卷、一六八頁
- (9) レオン・パヂェス 吉田小五郎訳「日本切支丹宗門史」上巻一八二頁
- (10) 図書刊行会本、史籍雜纂第二所収、「駿府記」
- (11) レオン・パヂェス 吉田小五郎「日本切支丹宗門史」上巻、二六九頁
- (12) 大日本史料十二編の八所収
Voyage gedaen naar de Oost-Indien, onder Pieter Willemz pp. 85—87.
- (13) 大日本史料十二編の十四、慶長十九年七月是月所収「有馬伝記」「歴代参考」

その二、將軍の貿易品購買

天正一九年（一五九二）八月一九日、ポルトガル船より積載金塊を独占せんとし、兵力を以て之を包囲し紛争を惹起した代官鍋島飛彈守直茂の行爲は、秀吉の特定物資に対する貿易独占を實施せんとする代官の性格を明瞭に示すものであるが、支配者階級の貿易品独占乃至先買の史実は古くからある。既に平安期に於いて、関市令に「凡官司未交易之前不得私共諸蕃交易、為人糺獲者二分、其一分賞糺人、分没官、若官司於其所部提獲者没官」と告示しているが、森克巳先生は、之に関し夙に政府の先買権存在を指定され、渤海国との交易の場合は、京都に於いては、大藏省から承、録、史生、藏部價長等が、又内藏寮からはその官吏、時に内藏頭自身が出張して需要品を買ひ上げたのであり、太宰府より大陸商船の來着が奏報されれば、藏人一人、出納一人が太宰府に下向し來たり、外国船の積載貨物を臨検し、先買権を行使して公的貿易を行ひ、残品を民間人に交易せしめ、直接の管理局は藏人所であつた事を指適してゐられる。

近世に於ける貿易先買権は、平安期が藏人所の管掌するところであつたのに比較し、長崎奉行による將軍個人の優先乃至は特定商品の独占という型態となつており、慶長二年（一五九七）六月長崎に入港したイタリア商人フランシスコ・カルテッティ Francesco Carletti はこの事に関し、

「上略、翌朝、上陸の前に、奉行所役人達が、フィリッピン諸島並びにその周辺より輸入されるのが通常であつた上等の陶器を入手せんとして、全船員、商人や旅客の所持品の搜索したが、これは、日本に於ける最高権力者の命に依つたものであり、役人達は、この王命には死を堪しても守らねばならなかつた。何故なら王は、陶器の独占購入を、欲してゐたから」(The transactions of Asiatic Society of Japan. Second Series Vol. 9. P. 7.)

と記述して、フィリッピン諸島より輸入する壺に関する秀吉の絶対権力に立つ独占権の存在を伝え、同時に、

「(上略)此等の商品の搜索を、完全に奉行所役人達が終了するとすべ、吾々は、荷物の陸揚と上陸を許可された。」

と、秀吉の至上命令に依り先買権を行使する奉行所役人の行動に言及してゐる⁽³⁵⁾。これ等の行動は、前述した森先生の指摘された平安期に於ける蔵人所の処置、及び天正十九年八月十九日ポルトガル船の積載金塊を秀命の命により独占せんとした鍋島直茂の行動と同一であり、支配者階級の外国貿易への觀念、認識が察知される。この後も、慶長六年家康の商品購入の爲長崎に下向して来た志摩守の家臣が、通詞ロドリゲスを介せずして、購入に失敗した事があり⁽³⁶⁾、小笠原一庵在任中に創始された糸割符商法も、五ヶ所商人に代表される大資本家層が支配権力と結束した優先貿易と認知し得よう⁽³⁷⁾。然かも、この將軍の購買官の性格は「皇帝側近の重臣」(Principal men about the Emperor)⁽³⁸⁾と呼ばれた左兵衛に至ると一層顕著になつてくる。(勿論、外国貿易管理の任を帯びたる政府の派遣官として外船に接する事なので、外国奉行的性格と、將軍の購買官の性格とを判然と識別するは困難であるが、行動の内容を常識的に判断する事により分論致したい。)外船が入港すると、外国奉行の権限の下に積載貨物目録・將軍献上品目録を提出させ、下命物資の購入を計劃したものであり、英国商館長コックスモその購買官の性格に、困却した事実が、

「上略 彼(権六)も又、コックスに対し、左兵衛に、積荷の細目を報告し、皇帝が何を欲するかを彼(権六)が知る迄は、商品の売却は、差し控へるべきである事を忠告した。」

なる一節にて知り得る。(Diary of Richard Cocks 1617. Sug. 10th の項を参照したものと)

更には、購入物資の価格決立も、奉行自身が交渉し、例を鉛にとると、

「上略、彼は、オランダ人並に、鉛の価格を実施せんとして、之に関し、多くの意見を述べたが、結局一ピコ六タイヌで意見が一致した。」⁽³⁹⁾

とあり、購入量に關しても、

「上略（鉛と錫を）購買せんとして左兵衛殿より大炊頭や上野介に提示して来たと、両者が報告する以上の多量の鉛と錫を、皇帝が、欲してゐるか否かに關しての返答は得られなかつた。」⁽¹⁾

とあり、これ等は慶長十六年七月一日蘭船ブラック号入港にも同様であり、困却した蘭人が奉行の優先購買を拒否し、交渉を中止せんとして平戸侯に要請し、却つて平戸侯より將軍の支配権力の絶対性を説諭されて甘受した事実もある⁽²⁾。辻善之助氏が「海外交通史話」中に、家康の財産目録より彼の貿易活動を傍証されてゐるのも同じ問題と思はれる。しかも家康のみでなく、秀忠の時も、將軍の先買権を利用して買占めた商品が、更に国内向に売り出された事も、

「上略、本日吾々は、一ピコ三百二十タイスにて生糸を売却したが、聞くところによると、皇帝の手持の生糸が現在売りに出され、吾々より高値との事である」

なるコックスの日記が之を記述してゐるのを思うと、將軍の貿易商人化は確実性を帯びて来る。しかも、かかる左兵衛の購買計劃、購入報告等に関する緊密なる連絡は、パートナー・プラットより、「Master of the Mint」と呼ばれ、ドン・ロドリゴより、「Presidente del consejos de Hacienda」（財務顧問會議長）と呼ばれた金座・銀座の改役で、家康の側近として貿易その他を管掌した後藤庄三郎光次に直結されてゐる。（庄三郎と左兵衛の連絡動向はその儘、側近外交の実態である。）コックスも、左兵衛と庄三郎とを外交貿易の支柱的人物とし、

「上略、吾々は、皇帝・後藤庄三郎及び左兵衛殿より送付された手紙を上呈するために、侯邸（平戸侯）に行つた。」⁽³⁾を始め、両者の連繫に顧慮するところ多く、プラットも家康の死去に際し、

「上略、後藤庄三郎は、今や言の坊目となり、左兵衛殿も又坊主になつた」⁽⁴⁾

と併記し、特に「家康の側近外交」の徵候著しかつた彼等にとり、家康の死のいかに大なるかを述べてゐる。日本側史料

にも両者の連繫は明瞭であり、「駿府記」の

慶長十七年七月廿五日

今日大明商船及び呂宋婦朝商船共廿六艘着長崎、白糸二十荷斤余載来由、長谷川左兵衛状到来、後藤少三郎於御前申之云々

同年八月四日

今日長崎飛脚到来申云、去日二三日黒船着津、白糸十四万斤共外段子等多来云後藤少三郎於御前申之。

慶長十八年六月五日

従長崎長谷川左兵衛漳州船六艘着岸之由申之云々、従長崎飛脚到来唐船数艘来之由後藤庄三郎申之云々。

等の記事は、この間の消息を代表するものと云ひ得る。

かかる奉行の動向に認知し得る特定物資の独占、優先輸入、価格並びに購入量の決定等は、側近の財政実施者と直結して奉行が貿易港現地に於ける將軍個人の購買官であつた事を立証すると共に、奉行に付与せる広汎なる監督統治権の陰に、將軍自身も広義の貿易商人化してゐた事実を指適し得よう。

(1) 国史大系第二十二卷、令義解卷九、関市令

符制の展開—歴史学研究— 一一六号

(2) 森先生「日宋貿易の研究、第一編日宋貿易の端的型態」
第四章太宰府貿易の展開」

(9) Petter Pratt: History of Japan. Edited Paske-smith,
Chap II. Sect1. Act3. Scene2. P. 134.

(3) The Carletti Discoure; Asiatic Society of Japan. P.
7, P. 9.

(7) 叢書 Chap II. Sect 2. Act 2. Sec 3. P. 249.
(8) Diary of Richard Cocks 1616. Nov. 11. th.

(4) レオン・ベチエス 吉田小五郎訳「日本切支丹宗門史」上
巻、六六頁

(5) Petter Pratt: History of Japan Chap II Sect 2. Act 1.
Scene. 4.

(5) 筋内先生「鎖国と平戸商人団」史淵第六十六輯林基「系訓

(10) 大日本史料十二編之八所収「和蘭国海牙文書館文書」

(11) 同書 1615. Nov. 27th. Vol. 1. P. 215.

—。Pettes Pratt "History of Japan" Chap. II.

(12) Goto-so Sabra is now a blinde Bous, Shaphe Dono
is also turned Bous; I mean he hath shaved his hayre,

Sect. 1. Vol. 2. P. 19.

その三 外国貿易管理

長崎奉行の性格より、耶穌教取締り、將軍の貿易品購買、の二性格を分析抽出すれば、結晶化して残される問題は常識的觀念より把握される政府出先機関としての外国貿易管理である。

寺沢志摩守廣高の貿易管理の実態は、時折長崎に向向するとはいへ、小笠原一庵や長谷川左兵衛等と異り、家老谷山源藏、物頭岡田権平等を代理として派遣しての行政であるので、顯著に内外人より顧慮されてはゐないが、それでも、明白に指摘し得る性格として前述の二点は抽出し得た。残る貿易管理の面に於いては、先ず文禄元年フィリッピン総督使節フライ・フラス・コボの中傷より惹起された教会宗派間の争論介入を指摘し得よう。志摩守は長崎に布告を掲示してフィリッピン使節の保護を厳命すると共に、この問題を調査して後、以後外人間の紛争に介入せずと宣言してゐる。次いで日本人奴隷の海外輸出禁止の公示⁽³⁾、文禄二年(一五九三)ポルトガル定期船入港に際しての歓待、慶長六年(一六〇一)十月六日、家康の書翰に添えフィリッピン諸島長官に新イスパニアとの通商を希望し、渡航船数の指定・朱印状下付許可の意向を主旨とする外交文書発送、及び、ドン・ペドロ・アクニア総督より「Taracauna Ximano Cami」と書かれたる書翰の受領等、ここにも所謂外國奉行としての性格の一端が洞察される。小笠原一庵の場合「ポルトガル關係業務の監督者」と呼称され、前述の糸割符商法創始があるが、これに関する一庵の行動詳細は不明である。しかし左兵衛に至ると、この性格は鮮明に、描写されてくる。その一端として元和二年(一六一六)八月二三日英國人に下付された特許状に就いて

「(上略)然し乍らこの制限は、(左兵衛殿の提案に基いて)會議で決定されたものであり、(下略)」^(c)と英人側の注目を浴びてをり、朱印状下付に左兵衛の奉行としての言質の強大なるを記述し、コックスも、

「(上略) イートン君は、左兵衛殿が、若し人々が彼の手紙を見ても、安堵しないならば(私もそれについてその時は忠告しようと思うが)彼は外の方法を取るだらうと云つたと、私に報告して来た。」^(c)

と交渉上の強権に就いて力説すると共に、彼の日記の多くの頁に左兵衛との瀕繁なる交渉、書状の送受が認知されるのも、これ等を証明するものであらう。しかし最も端的に現像されるのは、外国船入港に際してである。これは慶長十四年五月三十日、バタニより二隻の蘭船入港に際しての奉行の行動に表明されるごとく、下役を先行せしめ、奉行自身の外国船訪問に始まり、積荷目録の提出、將軍への献上品の報告要請^(c)、及び駿府記にも見ゆる。

慶長十七年八月四日

今日長崎飛脚到来申云去月二三日黒船着津白糸十四万斤其外段子等多来云(下略)

の如く中央政府への報告をし、更に船員等の行動にも、

「上略、奉行の命により、三人の下役が船員の全部が帰つたか、命令通り事がなされてゐるかを調べるために乗船して来た。」^(c)

と監視を怠らず、取引される貿易品種に關しても、コックス日記に見ゆる如く。

「一六一七年十月十七日。

(上略)彼は病みて会談する能はざりしが、小銃及び甲冑の購入は、朝鮮人の事に関して皇帝の禁止せる所なれども、我等定宿の主人其他の者が、一時に三四つつ供給するは差支へなし、彼は之を黙過すべしと伝えしめたり。」

管理干渉している。(大日本史料十二編) 之(二八、二一六頁) かかる外舶入港に際しての奉行の意義、性格を更に明瞭に把握せしめるのは、慶長十四年十二月十二日(旧曆) 爆沈されたアンドレ・ペッサ Andrea Pessoa” 坐乗のマアドレ・デウ・デウス Madre de Deus 号事件である。この事件は、先学の諸論に研究・紹介されてゐるので内容は省略するが、家康の伽羅に対する欲求も遠因の一とみなされる。慶長十一年八月十五日、彼は占城国主へ、鎧六領・具足六・大刀四把・腰刀一把・脇刀五把を添え

「貴国所懇求者域中上品之奇楠香也下略」⁽¹⁰⁾

と書状を発送してゐるし、同年九月十五日にも、柬埔寨国主へ。

「於貴邦所懇求者上品奇楠香也委悉付船主吉頭郎今貼金屏風五雙贈進之 下略」⁽¹¹⁾

と書送り、同様主旨の書状が暹羅国王・田弾国王にも発送されてゐる。慶長十二年正月、家康から占城国よりの加羅購入を下命され、占城国船の入港がないため困却してゐた左兵衛に、有馬晴信が少量の加羅を入手して家康に献上したる事よりこの事件は発生してゐるが、有馬派遣員のマカオに於ける死傷、翌十四年七月デウス号の長崎入港、左兵衛の調査、報告、晴信と協力しての爆沈、終了後の残荷の検分、マカオ元老院への書翰発送、更には国内問題となつた岡本大八事件となり、大八の火刑、有馬晴信の死罪、更には遺子直純の後見役、即ち

態一書申入候仍有馬修理大夫岡本大八と出入ニ付身上相果申候然共趾式左衛門佐ニ被下候為領分仕置被罷而下候若家中之者於及異儀族ハ成敗可仕之旨被仰出候自然左衛門佐不及力モ候はゞ、可被致加勢旨御意候委細ハ長谷川左兵衛被仰付候可被成其心得候

恐々 謹言

本多上野介正純 ○

松合伊賀守勝重 ○

鍋島信濃守殿

と、有馬領政補佐を命じられ、直純延岡転封にも介添役として行動してゐる。コックス等は、この為「左兵衛殿は、有馬の領主を命じられた。」(Diary of Richard Cocks) と誤認してゐる。この外にも外人側との交渉に關しては、平戸侯

弟(信長?)とスペイン人間に發生せる“George Durois”と呼ぶ黒人奴隸の取引をめぐつても平戸侯と共に介入してゐる。又、外国使節參府に際しても、慶長十七年九月二五日來朝し家康に謁したゴアの使節ナレット及びフィリッピンの使節東上に際しての、行旅構成、時日、船舶に対する綱目取決め、同十九年八月入港ポルトガル船の船長東上に際して許可を与えず、企図を放棄せしめ、ポルトガル商人及び宣教師達より批難されてゐる事實等は、外国奉行権限の行使であらう。(朝鮮及び琉球關係は、地理的、歴史的事由より、夫々、宗家、島津家の管掌であつた。九州以外の外船に關する一切の事務も同様である。)

就中、これ等干渉中注目すべきは諸侯に対する貿易管理であつた。特に、天文十九年以降、ポルトガル・スペイン・オランダ貿易を統行して來た平戸侯に対する監視乃至制限はその最となすべきであらう。慶長十六年七月一日、平戸に入港したオランダ船“Black”に於て、七月三日の船員及び商館員會議の決定に基き蘭人側が胡椒陸揚げの許可を平戸侯に要請したのに対し、平戸侯松浦鎮信より、長崎奉行の裁決権が領主裁決権を支配する事を説明し、之を停止せしめたる事、又平戸侯の購入した胡椒も、奉行の許可がない為商人の購買に支障を來し、蘭人側が千二百ポンド以上の損失を招いてゐる事等は、貿易諸侯への監視を立証するものである。之に更に附加されたる諸侯の貿易監視に、漂流船來着処分がある。漂流船と奉行との關係が始めて見ゆるのは大日本史料十二編の三、慶長十年是歲條にある「琉球船平戸漂着と小笠原一庵」の記事であるが、左兵衛在任の慶長十一年六月にも外船來著の事實があり、幕府は、左兵衛の処置に一任する事を島津家久に命じてゐるが、漂流船來著に名を藉る諸侯の貿易干渉の主なる対象は、數に於いて諸侯と比すべくもない薩摩藩に対するものであつたと想像され、強論が許されるとすれば諸藩の財政に対する一種の大目的意義を有したものと思

はれまいか。最後に残される性格構成の問題は外交文書であるが、これは海外諸国へ発送せる書翰と、朱印状要請の添状に二分される。

最初の書翰は、慶長十四年正月に発送され、家康の加羅所望を奉じたものであるが⁽²⁵⁾、これ等書翰はいずれも円光寺元倍、林羅山等の作成調書したもので、特に羅山の文案作成になつたものが多い。その一文を掲げると。

日本国臣使船司長谷川左兵衛藤廣謹呈書占城国王殿下

風船往来千里如面談為慰為喜前日伽羅香百斤来吾邦遣白銀贓拾貫目何為銀多而香少哉所深怀疑也有佳香則以東埔寨之便可被相達也腰乃忝柄附貴使去是吾主君之所贈於殿下也又被物二領被寄貴夫人又二領被寄貴姊又二領被寄貴妹且又吾儕信物脇刀忝柄獻之干殿下以任益々修盟好之道者豈有它乎及有佳香而必可有其告吾邦遣人須買取之所乞者以風便而待佳香而已事附使者之舌頭者再拜頓首。⁽²⁶⁾

であり、翌十五年十二月十三日、先きに五島に着し左兵衛より報告されてゐた福建道の商民周性如が駿府に至り、洋上海賊船多く渡航危険を具進したので、家康の命により左兵衛より、福建道總督陳子貞に対し勘合符に言及した文書が發送され、同時に周性如に対しては、左兵衛を通じて朱印状が下付されてゐる⁽²⁷⁾。又、前述したごとしマアドレ・デウス号爆沈後の貿易再開に当つても、マカオ元老院宛に

日本国臣使船司長谷川左兵衛藤廣呈書阿嫁港諸耆足下黒船依旧到来相待在茲商賈交市為兩國之利何有疎隔哉前日五和国使者東魯訥来干吾邦時藤廣在長崎故吾君主不与硃書印干魯訥今藤廣請之於是充有充容而賜硃書蓋為貴港不忌蕃盟者耶明夏必竣烏船之維纜於長崎勿作猶予再拜不宣。

と羅山文集にあつて⁽²⁸⁾、外国奉行としての権限を物語り、同十六年九月十五日にも呂宋へ通商要請の書翰、占城国へ伽羅所望の書翰發送し、同十六年には安南国大都統より左兵衛宛の書翰も来著し、外国奉行として海外諸国との外交文書送

受は溯繁を加えてゐる。

朱印状に対する添状は、朱印状の下付を本多正純或は後藤庄三郎に取次紹介する書状である。異国渡海御朱印帳には、慶長十四年正月十一日バテレン・トマスに対する添状を始めとして記載多く、慶長十五年正月十一日江島吉左衛門の遷羅同二五日乗浦塞向けの朱印状の下付は、左兵衛の取次に依つたものである⁽²⁾。その外慶長十六年正月十一日、松浦鎮信の安南への渡航朱印状⁽³⁾、細川忠興の暹羅の渡航朱印状、十七年十二月二十六日には五通の取次状が駿府に申請され、此等は同十八年正月十一日に下付された村上市蔵の呂宋、寿庵・舟本弥七郎・唐人五官の交址、まのしるの暹羅への朱印状に關するものである。同年八月八日には、唐人華宇・四官・三官の東京渡航朱印状の下書三通と其の筆功銀子三枚の受取証が、左兵衛の家来森忠右衛門に手交されており⁽⁴⁾、本光国師日記慶長十八年十一月廿一日の条には、七通の朱印状に対する左兵衛の添状、持参者が木田理右衛門であつた事等の事情が詳細に記載され、又、元和元年には、村山等安の高砂国への渡航朱印状に關し、異国日記抄には、

「等安ニ被下候長谷川左兵衛状アリ、元和元年七月廿四日南禅ニテ書之高砂国ト書之由左兵状功不成後ニ来ル」
とあるが、長崎地役人の筆頭、外町の代官として巨万の富者と称され、奉行の任免に権力を有したと云はれる村山等安へのこの添状は、奉行と代官との権力關係を示すものとして興味深い。異国日記抄記載分だけでも二十余通の添状が考へられる。

以上論述した外船入港時の応待、積荷目録提出下命、中央政府への報告、外国船員の行動監視、デウス号事件の顛末、取引物資の制限、外人奴隸に關する争論介入、諸侯への貿易干涉、外交文書の贈答、朱印状の添状等は、政府派遣の貿易管理官的性格の明白に具象されたものであると考へる。

(1) 長崎実録大成第一巻、八頁

(2) 岡本良知「十六世紀日歐交通史研究、ポルトガル人の日本通商

の項」六四六頁

(3) 同書

(4) 異国日記抄附録一九頁

(5) Pether Pratt; History of Japan, Chap II. Sect2. Act1.

Scene 2. P. 183.

(6) Diary of Rickard Cocks. 1615. Nov. 12 th. Vol. I.

P. 84.

(7) 大日本史料十二編之六、慶長十四年七月二五日ノ条「和蘭

国海牙文書館文書」

(8) Diary of Rickard Cocks. 1615. June 11 th. Vol. I.

P.7.

(9) 大日本史料十二編之六、慶長十四年十二月九日条、七九八

頁幸田成友「日欧通交史」辻善之助「海外交通史話」図書刊行

会本、史籍雜纂第二、当代記、

(10、11、12、) 大日本史料十二編之四、所収、一異国近年御書

草案」

(13) 羅山先生文集第一、一三四—一三五頁

(14) 大日本史料十二編之九、慶長十七年三月二十一日条、所収

「鍋島勝茂譜考補」

(15) 大日本史料十二編之一四、七月是月条

(16) Pether Pratt; History of Japan, Chap V. Vol. 2. P.

208.

(17) レオン・パヂェス 吉田小五郎訳「日本吉利支丹宗門史」

下

(18) 同書、上巻、三五二頁

(19) 大日本史料十二編之八所収「和蘭国海牙文書館文書」

(20) 同書

(21) 同書十二編之四、六月是月条、二二九頁

(22) 羅山先生文集、卷十二、外國書上

(23) 同書

(24) 大日本史料十二編之七、八四六頁所収、「異国日記」

(25) 羅山先生文集卷十二、外國書上

(26) 大日本史料十二編之六、一八頁、「異国渡海御朱印帳」

(27) 大日本史料十二編之七所収、「異国渡海御朱印帳」

(28) 大日本史料十二編之十三所収、「本光国師日記」

四、結 語

長谷川左兵衛藤廣を対象としての長崎奉行々政の論述より、奉行の性格に、宗門奉行的、將軍個人の貿易品購買官的、外国奉行的の三性格のあることを指摘し得た。この性格より縮繹されてくる長崎奉行の意義は、中央政府の対外政策決定

に際して、貿易の実情を悉知する者として、絶えざる情報の提供、暗示の伝達、時に意味の大なる発言をなす貿易港管理官であつたと共に、他面、確定された中央政府の指令を忠実に実行する派遣官吏であつたと思はれる。従つて、長崎在地の諸史料、論著の述べる如き木工人形的存在とは考えられない。

奉行々政面の個々より発展推考される幕府政策に關しても、耶蘇教取締りの本格化が英蘭二国との貿易可能を察知し得る慶長十六年以降にあつた事や、貿易紛争に際して宣教師の介入を要請したる事等より、慶長期に於ける対外政策の本質は耶蘇教よりも寧ろ貿易に存したと考う可きであり、支配關係の構成要素は、心理統制より經濟統制にあつたと称すべきであろう。更に、將軍個人の貿易品購買官的性格の意味するものは、自己の軍事的絶対權力を背景として広範なる統治權を奉行に賦与する事により、特定物資の独占乃至優先購入を企図して、將軍自身が大資本家層の頂点に立つ広義の貿易商人と化してゐた事を立証するものであり、且つ又外國貿易管理官たる性格の象徴するものは、絶対權力の下に糸割符商等の一部特權資本家層を保護すると共に、貿易面に於いて彼等と相對的關係にある西南諸侯の通商を制限し、その藩財政力の發展妨害を企図した大名圧制策とも認知し得よう。

かかる諸点に於いて、長崎奉行は近世初期の外交史上にその意義を有するものと考察する。(終)

——この小論を考いたる母に捧ぐ——

**A Study of Hasegaawa Safian Dono, (長谷川左兵衛)
the Govesnor fo Nagasaki**

— A Consideration on History of Modern Foreign Policy —

by. H. Miyake

Safian Dono, the Governor of Nagasaki (長崎奉行), has three characteristics—as the inspector of religion, the purchaser of Shogun (將軍), and the administrator of foreign affairs. The first of the

above three functions is to prohibit the Jesuit, results from the permission of the commerce with Dutch in 14th Year of Keicho period (慶長期). The second results in the requirement to strengthen its supremacy by private economic power of Shogun (將軍). And the last is to assist a few special merchants and to control the commerce of Daimyōs (大名) ruling over the south west districts of Japan. Thus, the above mentioned three characteristics of Governor of Nagasaki prove the principle of diplomatic policy in the earlier days of Tokugawa Government (德川幕府).